

30 都第 173 号  
平成 30 年(2018 年)8 月 10 日

長野県広告美術塗装業協同組合連合会 会長 様  
一般社団法人長野県建築士会 会長 様  
長野県テントシート装飾工業組合 理事長 様

長野県建設部長



### 屋外広告物の適正な設置について(通知)

日頃より、長野県屋外広告物行政にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

長野県の屋外広告物につきましては、平成 29 年 10 月 1 日に長野県屋外広告物条例施行規則を改正して、設置時及び設置後 3 年以内ごとに、長野県屋外広告物安全管理指針により、安全点検を実施することで、安全の確保を図っているところです。

一方で、平成 30 年 4 月に県内で屋外広告物の落下事故が発生し、調査を行ったところ、不適切な設計及び不適切な施工が原因であったことが確認されました。

つきましては貴団体会員に対し、屋外広告物の計画及び施工にあたり、下記の点に留意するよう周知にご協力をお願いします。

#### 記

##### 1 事故の概要

平成 29 年 6 月に、軽量発泡コンクリート板にあと施工アンカー(合成樹脂タイプ)工法で設置された、幅 18 メートル、高さ 2.6 メートル、重さ約 500 キログラムの店舗看板が落下し、第三者の車両を損傷。

##### 2 留意点

- (1) 軽量発泡コンクリート板にあと施工アンカー(合成樹脂タイプ)工法を採用するにあたっては、必要に応じて、事前に引き抜き試験や構造計算を行うなど、適正な設計に配慮すること。
- (2) 施工者は設計者の意図を十分に理解するとともに、施工段階で、設計と差異が生じる場合は、設計者と協議の上、安全性を確保すること。
- (3) 屋外広告物管理者に安全点検制度についての説明を行うとともに、管理者の依頼があった場合は、物件の引き渡しの際、長野県屋外広告物安全管理指針第 6 による「広告物等安全点検記録」を提出すること。

担当 都市・まちづくり課景観係  
(課長)猿田吉秀(担当)関川憲生  
電話 026-235-7348  
FAX 026-252-7315  
E-mail keikan@pref.nagano.lg.jp